

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一四の表一の項中「二、〇〇〇円。ただし、「を」を「二、三〇〇円（」に、「四、〇〇〇円」を「四、三〇〇円）。ただし、電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この表において同じ。）を使用する方法により発給の申請をする場合にあつては、一、九〇〇円（法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合にあつては、三、九〇〇円）」に改め、同表二の項及び三の項中「二、〇〇〇円。ただし、「を」を「二、三〇〇円（」に、「四、〇〇〇円」を「四、三〇〇円）。ただし、電子情報処理組織を使用する方法により発給の申請をする場合にあつては、一、九〇〇円（同項の規定の適用を受ける場合にあつては、三、九〇〇円）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。
- 2 改正後の別表第一四の表の規定は、この条例の施行の日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提 案 説 明

旅券法施行令の一部改正に鑑み、十年旅券発給手数料の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。

